

農業協力に関する日本国農林水産省とフィリピン共和国農業省との間の 協力覚書（仮訳）

日本国農林水産省（MAFF）とフィリピン共和国農業省（DA）（以下「当事者」という）は、

農業¹分野における協力を通じて、両国の既存の友好関係を強化することを希望し、

2023年2月9日に東京で署名された協力覚書（以下「MOC」）に基づく両国間の既存の協力を基盤として、

2021年にフィリピンを含む複数のASEAN加盟国及び日本の農業担当大臣により署名された持続可能な農業生産及び食料システムに関する共同文書に記された持続可能な農業生産及び食料システムを達成する高い重要性を認識し、

持続可能な開発を促進するための農業及び農村開発に関する協力が結果として両国国民の生活水準の向上に資することの重要性を考慮し、それぞれの国の既存の法令に従って、

次の認識に到達した。

第1段落 協力の目的

当事者は、相互利益と平等を旨として、農業分野における科学、技術及び経済協力の促進を含むが、これらに限定されない形で、農業セクターにおける技術及び経済協力の一般的な枠組みを立ち上げることを決定した。

第2段落 協力の範囲と分野

当事者は、本協力枠組みに含まれ得る他分野での協力が影響を与えることなく、当事者が共に決定した以下の分野における協力を促進する。

1. 農業及び農村開発政策に関する情報交換
2. 農産物の認定及びトレーサビリティに関する法令に関する情報交換

¹ 「農業／農業的」という用語には、漁業も含む。

3. 衛生・植物検疫（SPS）基準、漁獲証明、トレーサビリティなど、またこれに限らない農水産物及び食品の輸出入に関する情報交換
4. 食料安全保障の確保を目的とした強靱で持続可能な農業及び食料システムに関する協力
5. 農業機械の設計、製造、試験、評価及び規格策定に関する情報交換
6. 持続可能な農業及びフードシステムのための、スマート技術やデジタル化技術を含むイノベーションの推進に関する協力
7. 民間部門との連携等、持続可能な農業及び農業副産物の再生可能エネルギーとしての活用に関する協力
8. 持続可能な農業生産システムに関する研究開発及び食料安全保障のための農業バイオテクノロジー研究の強化に関する協力
9. 農業コミュニティ内における生産及び加工技術に関する農家団体間の連携の強化に関する協力
10. 日本の農業システム及び技術に触れることを通じた若者及び女性の農業開発への参加に関する協力
11. 野菜バリューチェーン強化に関する技術協力
12. 民間部門との連携の促進を通じたフード・バリューチェーン及びその他収穫後処理・農業関連産業開発の強化に関する協力
13. 強靱で持続可能な農業及び食料システムの確立に向けた政府職員、研究者及び教育者の能力開発に関する協力 並びに
14. 当事者が共に決定したその他の分野における、それぞれの権限の範囲内での協力

第3段落 実施

1. 本 MOC の実施に係る二国間調整を円滑化し推進するため、当事者は、日・フィリピン農業・漁業合同委員会（JCAF）（以下「合同委員会」という。）を設置する。
2. 合同委員会は、各当事者を代表する共同議長及び MOC の第 2 段落に記載されている協力分野を担当する職員により構成される。
3. 合同委員会は、必要に応じて、2 年ごとに日本国とフィリピン共和国で交互に開催される。日程、開催場所及び議題は、当事者間で共に決定する。
4. 合同委員会は、議論される事項に応じて、当事者の実務に携わる様々な部署の構成員から成り立つ。
5. 合同委員会がその実施を承認した活動には、MOC とは別途協力取極及び／又は実施取極を必要とする。

第4段落 資金

MOC で示されたすべてのコミットメントは、財源の利用可能性と各当事者の予算上の優先度に依存する。MOC は、財源の調達を義務づけるものではない。当事者が事前に書面で別段の同意を示していない限り、MOC に基づくいずれの協力活動を実施する際、各当事者が自ら費用及び経費を負担する責任を負う。

第5段落 法的地位

1. MOC は、そこに包含されている協力活動のはじめの土台としての役割を担う。MOC に沿った、又はそれを推進するための当事者の活動は、当事者間が書面で交わす、より明確な取極によって具現化されるべきである。
2. MOC は、当事者による意図表明としての役割のみを担い、国内法又は国際法の下に規定される執行権や義務を構成し、又は創出するものではない。
3. MOC は、当事者が関わるいかなる協定又は覚書に基づいて取得した当事者の権利又は義務にも影響を与えない。

第6段落 知的財産権

1. MOC に基づいて実施された活動から生じる知的財産権の所有権の配分は、該当する国内法及び両国が当事国である国際協定に従って、個別に決定される。
2. MOC に記載されている内容にも関わらず、当事者が単独で別途開発した技術が共同活動において共有される場合、当該技術に関する知的財産権は開発した当事者に帰属し続ける。

第7段落 窓口連絡先

MOC で企図される協力を調整し、確保し、実施する目的で、当事者は、MAFF の国際地域課及び DA の国際課を窓口連絡先として指名する。

第 8 段落 相違の解決

MOC の解釈又は実施に起因するいかなる相違は、当事者間の協議及び議論を通じて、外交ルートにより友好的に解決される。

第 9 段落 修正

MOC は、当事者の相互に対する書面による同意により、外交ルートを通じて、随時必要に応じて修正されることができる。当該修正は、変更が行われる前に当事者によって署名及び日付が記入され、署名日に MOC の一部を構成することになる。

第 10 段落 適用及び終了

MOC に基づく協力は、MOC の効力発生に係るそれぞれの国内要件を遵守することを示す当事者による後日の書面による通知を、外交ルートを通じて相手方に送付した日に生じるものとする。MOC は、署名日に開始し、6 年間適用され、一方の当事者が MOC 終了の意図を書面で相手方に通知しない限り、自動的に同期間延長される。

いずれの当事者も、終了を意図する日の 90 日前までに、外交ルートを通じて書面で相手方に通知を提供・送達することにより、MOC を終了することができる。

2026 年 5 月 28 日、東京にて英語版の 2 通に署名された。

日本国農林水産省

フィリピン共和国農業省

鈴木憲和
日本国農林水産大臣

フランシスコ P. ティウ ラウレル Jr.
フィリピン共和国農業大臣